

- 福島第一原子力発電所では、社員、作業員及び地域の皆さまの安全を守ることが、最も重要であると考えており、社員や作業員が感染しない、拡大させない対策に真摯に取り組んできた。今後も、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策と廃炉作業の継続の両立を図ることが極めて重要と考えている。
- 社員及び協力企業作業員に対して、入社前検温の実施やマスク着用の徹底、休憩所の時差利用等による3密回避、県外への往来や会合への参加の自粛など、これまで感染拡大防止対策を実施してきた。
- また、万一、パンデミックとなった場合においても、廃炉作業に不可欠な作業を安定的に継続できるよう、当直体制などを整えている。
- なお、福島第一原子力発電所で働く協力企業作業員に新型コロナウイルスの**罹患者は発生**しているが、これまでに工程遅延等、廃炉作業への大きな影響は生じていない。

福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策について

1. 概要 (2/3)

2021年1月7日の緊急事態宣言を踏まえた変更点

- 視察者の受入れは1月8日から当面1ヶ月先（2月7日）まで中止させていただく。
（前は2020年2月29日から6月30日まで中止）
- 単身赴任者や独身者の帰省（帰宅）の取り扱い
 - ・ 単身赴任者や独身者の県外帰省（帰宅）は、前日までに上司へ報告
 - ・ Uターン後、上司へ行動履歴を提出
 - ・ 緊急事態宣言発出エリアを跨ぐ帰省の自粛を強く要請
 - ・ 緊急事態宣言発出エリアを跨ぐ移動の際は、出発／帰宅前に上司の確認を受ける
- 会合およびイベントへの参加自粛
 - ・ 「3密（密集、密接、密閉）」 「大人数」 「不特定多数」 の飲食・外出の回避・自粛を強く要請（継続）
 - ・ 特に「会食」（マスクを外しての会話を伴う飲食）を厳に慎むことを強く要請（最大限の要請）（※家庭内感染が原子力部門でも発生していることを踏まえ、家族に対しても要請）
 - ・ 上記要請を遵守出来ていない場合において、家庭内でのマスク等の感染予防対策を講じていない場合は、2週間の在宅勤務とする

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（1/3）

＜東京電力HD(株)社員および協力企業作業員共通＞

■ 赤外線サーモグラフィーによる体表温度検査の実施（継続実施）

- 発電所各所（新事務本館2カ所、入退域管理棟2カ所、協力企業棟、正門）において、温度体表検査を行い、37.0℃以上の場合は入館（入所）不可としている（現時点で入所不可となった者はいない）

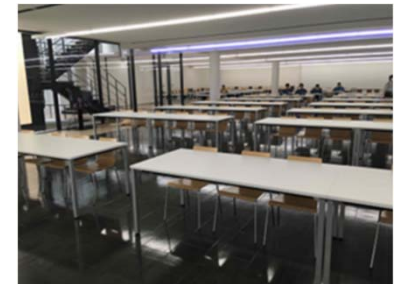


■ 免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操に入室する際の対策（継続実施）

- 運転員以外の入室は原則禁止、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
- 追跡調査のため入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）

■ 食堂の対面喫食禁止（継続実施）

- 対面喫食による飛沫感染を防ぐため、各食堂の椅子の間引きを実施



■ 行動制限への対応（継続実施）

- 県内外への移動にあたっては、「新しい生活様式」に基づく3密回避の行動徹底
- 単身赴任者などの**緊急事態宣言発出エリアを跨ぐ帰省の自粛を強く要請**

■ 発電所への新規入所者管理（継続実施）

福島県外からの新規入所者※にあたっては、来県前に以下を実施 ※現所属が柏崎刈羽原子力発電所、東通原子力建設所の社員を除く

- 2週間の行動歴を確認
- PCR検査を受検し、結果に問題が無いことを確認したうえで入所を許可
- PCR検査受検不可の場合、来県前2週間の健康観察期間（非出社・在宅）を設け、問題がないことを確認したうえで入所を許可

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（2/3）

＜東京電力HD(株)社員＞

■ 出張の制限（従来にも増して厳格に管理）

- 福島県外へのお出張は原則禁止
- 原則TV会議等を活用し、県外移動を極力防ぐこと
- 出張をする場合は、必要性を明確にし、2週間前までの行動履歴を上司に提出
- これまでにクラスターが発生しているような施設など、3密※のある場所等には行かない
※3密の密接とは、「マスクなしで人との距離1m未満、15分以上接触」が目安

■ 単身赴任者や独身者の帰省（帰宅）の取り扱い（継続実施）

- 単身赴任者や独身者の県外帰省（帰宅）は、前日までに上司へ報告
- Uターン後、上司へ行動履歴を提出
- 緊急事態宣言発出エリアを跨ぐ帰省の自粛を強く要請
緊急事態宣言発出エリアを跨ぐ移動の際は、出発／帰宅前に上司の確認を受ける

■ 会合およびイベントへの参加自粛（継続実施）

- 「3密（密集、密接、密閉）」「大人数」「不特定多数」の飲食・外出の回避・自粛を強く要請（継続）
- 特に「会食」（マスクを外しての会話を伴う飲食）を厳に慎むことを強く要請（最大限の要請）（※家庭内感染が原子力部門でも発生していることを踏まえ、家族に対しても要請）
- 上記要請を遵守出来ていない場合において、家庭内でのマスク等の感染予防対策を講じていない場合は、2週間の在宅勤務とする

■ マスク着用義務（継続実施）

- 全社員に対しマスク着用を義務化(単身赴任者の自宅帰省時を含む)

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項 (3/3)

<東京電力HD(株)社員>

■ 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認 (継続実施)

- 全社員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
- 発熱傾向の者は出社を控えるとともに職場管理者に報告
- 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに労務担当箇所への報告を指示

■ 時差勤務、在宅勤務の推奨 (継続実施)

- 計画的かつ組織的にフレックスタイム勤務を活用
- 社給PCやiPadによる在宅勤務を推奨

■ 独单身寮食堂へのシフト制及び区画制の導入 (継続実施)

- 交替勤務者の感染予防のため、利用にあたってのシフト制及び区画制を導入

<協力企業作業員>

■ 協力企業に対する情報連絡の依頼 (継続実施)

- 各協力企業において、呼吸困難・倦怠感・高熱等の強い症状が発生した場合には当社への報告を指示
- 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに当社への報告を指示

■ メーカーおよび協力企業における来訪時の取り扱い (継続実施)

- 福島県外からの発電所への来訪は、原則禁止
- 緊急やむを得ない来訪は、以下の措置を講じる
 - ✓ 来所時のマスク着用を継続要請
 - ✓ マスク着用・少人数での来訪等、新しい生活様式を遵守
 - ✓ 来訪前2週間の行動履歴で3密に該当する事由がないことを可能な限り確認

3. 福島第一原子力発電所における当直体制について

➤ 現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制

➤ 廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な「燃料デブリの管理」「使用済燃料の継続的な冷却」「汚染水の適切な処理」を担う当直員が罹患することを回避するため、当直員と当直員以外の動線を分ける対策を講じている

■ 通勤バスの扱い

- 「交替勤務者優先バス」を「交替勤務者専用バス」に運用変更

■ 建屋内通路等での当直員以外の者との接触回避

- 入退域管理棟から免震棟までの移動ルート（又は時差）による分離
- 着替え所を当直員と当直員以外で分離
- 免震棟集中監視室の出入口を当直員と当直員以外で分離

■ 免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操への入室時の対策

- 当直員以外の入室を原則禁止。やむを得ず入室する場合は、入室前の検温、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
- 追跡調査のため入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）

■ 運転員の執務関係環境

- 保全部門等からの作業受付場所を集中監視室外に変更
- 当直員同士の引き継ぎは、引き継ぐ内容を事前に整理し、短時間かつ一定の離隔距離を取って実施

■ 空調の独立化等による他居住空間からの回り込み防止

- 免震棟緊急対策室ならびに5・6号機中央制御室の空調は、他エリアと別であり独立

4. その他

■ 陽性者が出たときの対策（東電社員及び協力企業作業員共通）

- 感染者本人および濃厚接触者の非出社対応
 - ・陽性者本人および濃厚接触者は、速やかに自宅待機や在宅勤務とする
 - ・濃厚接触者（疑い者も含む）のPCR検査受検については、医療機関および保健所の指示に従う
- 陽性者が使用したエリアの消毒
 - ・陽性者が使用したエリアは、速やかに消毒
 - ・濃厚接触者の使用エリアも、速やかに消毒
- 陽性者本人は速やかに保健所へ連絡し、以降の対応は、保健所の指示に従う

■ 視察状況

- 視察者の受入れは、1月8日から当面1ヶ月先（2月7日）まで中止

■ 各装備品の取扱い

- 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まっているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保している
- 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、福島第一原子力発電所の廃炉作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に向けて、調達先の拡大などの必要な対応に加えて、作業員の安全性確保を大前提とした各装備品（防護装備）の柔軟な取扱いなどを行っている